

労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程を改正する件について

職業能力開発分科会

平成十七年七月 日

労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程の一部を次のように改正する。

第五条中「専門の事項」の下に「その他若年者の職業能力開発に関する事項」を加え、「勤労青少年部会」を「若年労働者部会」に改める。

第七条中「その所掌事務」を「勤労青少年福祉法第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項」に改める。